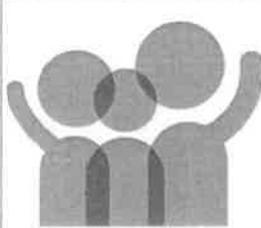
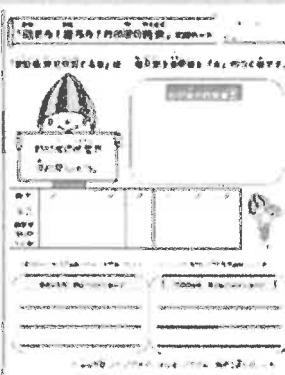


10月の
「家庭の日」は、
10月17日です！



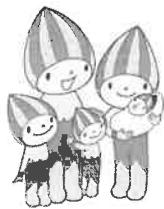
「家庭の日」シンボルマーク



「家庭教育を実践する日」の具体的な取組として、「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進しています。

ご家庭ごとの「あるといいなあ」と思われる約束について、家族での話し合いを通して作り、見守り、振り返ることを実践してみませんか。

この機会に、家庭の大切さや家族のあり方について、見つめ直してみてください！



「家庭教育を実践する日」をご存じですか？

これは「岐阜県家庭教育支援条例」に基づき「家庭の日（毎月第三日曜日）」と「早く家庭に帰る日（8のつく日）」を合わせ「家庭教育を実践する日」としています。

北方町全小・中学校の取組を紹介します

「ゲームと上手につき合うには」

- ① 夏休み前に「デジタル学校だより」で取組を周知
- ② 親子それぞれの動画をタブレットで視聴する。子ども用は保護者も一緒に視聴する。

<こんな約束が作されました>

- ・平日 2 時間、休日 3 時間
- ・ゲーム前に終了時刻を親に言う。
- ・時間を決める。(1時間以内)
- ・終わったら目の運動をする。
- ・約束が守れたら家庭で使えるペイがもらえる。

ゲームと上手につき合うには!
～「話そう！語ろう！わが家の約束」運動、
取組の前に(保護者編)～



QRコードから動画が視聴できます。親子でご活用ください。



実践後の親子の声

- ゲームをやり過ぎていたが、自分から守れるようになった。(親)
- 時間を気にしながら使う姿があった。(親)
- タイマーを使ってちゃんと終わっていたのですばらしかった。(親)
- ◇約束があったのでがんばれた。(子)
- ◇これからも続けて約束を守っていきたい。(子)
- ◇約束を守ったら、家族と話す時間が増えた。(子)

もし取組に困ったら…

- ◇県では、乳幼児から小・中学生、次世代（高校生）へと切れ目なく「家庭教育プログラム」を取り揃えています。
「家庭教育を実践する日」の取組の参考になるかと思いますので、ごらんください。



- ◇「家庭教育の実践する日」に関するご相談は、

環境生活政策課生涯学習係(Tel 058-272-8752)まで